

人材確保でお困りの事業主の方へ

相談するなら

ハローワーク

その求人票、もっと伝える、もっと届ける。

求人票作成の
サポート



説明会・見学会
等の開催



求職者への
情報提供



企業PR情報の
発信



雇用管理改善等
コンサルタントの
活用



すべて
無料

まずは、管轄の **ハローワーク** まで。

電話



窓口



訪問



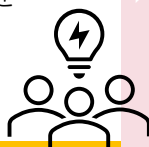
事業所訪問

ハローワーク職員が
事業所を訪問し、
課題や採用ニーズを
丁寧にお伺いします。



サポート開始

ニーズを踏まえて
サポート内容を
提案します。



採用

地域における
人材確保をささえます。



求人票作成のサポート



求人条件や求人票の記載内容を
見直し、魅力的かつ応募しやすい
求人票となるような提案をします。



説明会・見学会等の開催

採用機会を増やすため企業説明会
や事業所見学会等を開催します。

求職者への情報提供



見直していただいた求人票を
条件に合致する求職者へ提供します。



企業PR情報の発信

求人票だけでは伝わりづらい
企業の魅力や雰囲気を発信します。

雇用管理改善等コンサルタントの活用



魅力ある職場づくりのための助言を行う
専門家（社会保険労務士）を派遣します。

主な採用サポート
メニュー

詳しい内容は、管轄の **ハローワーク** にお問い合わせください。

ハローワーク宮崎

☎ 0985-23-2245 (31#)

ハローワーク都城

☎ 0986-22-1745 (31#)

ハローワーク高鍋

☎ 0983-23-0848

ハローワーク延岡

☎ 0982-32-5435

ハローワーク日南

☎ 0987-23-8609

ハローワーク小林

☎ 0984-23-2171

ハローワーク日向

☎ 0982-52-4131



厚生労働省

宮崎労働局

「日本一生み育てやすい県」への挑戦

保育の お仕事探しをサポート!

保育分野で仕事をお探しの方と、
保育施設の人材確保を支援します。／



求職者向け

キャリア相談によるあなたらしい未来発見

(専門のキャリアコンサルタントが伴走型で支援)

求人施設向け

求人アドバイスによる人材確保支援

(採用から人材育成・職場定着まで、人が集まる職場へ)

双方向

求人・人材登録システムによるマッチング

(無料登録で求人情報・人材情報を発信)

MAP



相談予約

相談窓口 (河北ビル7F)

駐車場 (タイムズ宮崎山形屋)

(一方通行)



宮崎県委託事業

宮崎県保育士・保育所支援センター

【お問合せ先】0985-44-2414

〒880-0805 宮崎市橘通東4丁目1-4 宮崎河北ビル7F 株式会社アソウ・ヒューマニーセンター宮崎支店内
HP <https://www.miyazaki-hoiku.jp/> メール miyazaki-hoiku@ahc-net.co.jp



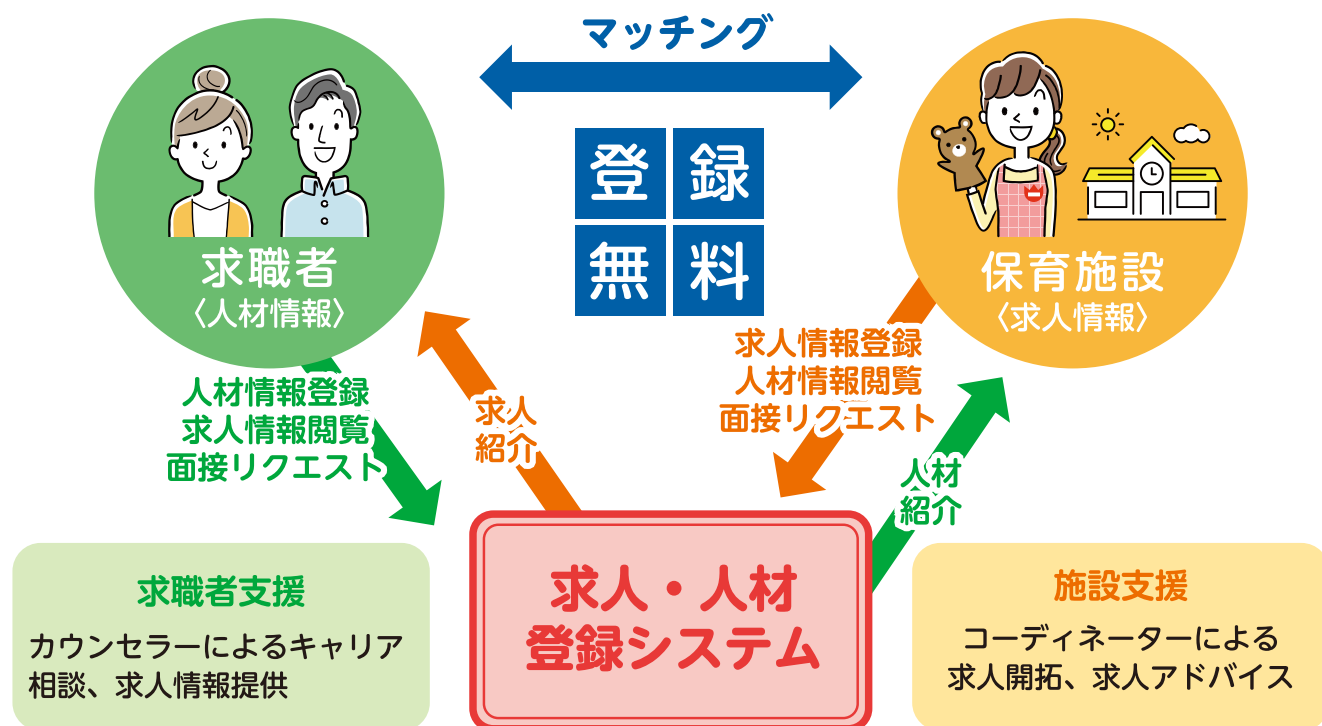
ホームページ



Instagram

求人・人材登録システムのご案内

保育施設と求職者のマッチングを支援する登録システムです。求人情報・人材情報を登録することで、お互いの情報閲覧や、面接リクエストを行うことができます。



相談窓口のご案内

開所 月曜日～土曜日 9:30～18:30

休み 日・祝・年末年始

相談員

● 就職支援コーディネーター

(国家資格キャリアコンサルタント、AFP2級、行動心理士)

● 保育士コンサルタント

(保育士資格、幼稚園教諭2級免許、保育士子育て支援員研修講師)



※来所相談をご希望の方は、一度ご連絡をお願いします。また、電話・メールでのご相談もお受けします。
※相談窓口に来所の場合は、タイムズ宮崎山形屋駐車場をご利用ください。サービス券をお渡しします。
※土曜日に来所される場合は、中から開錠しますのでご連絡ください。

保育のオシゴト出前相談

ハローワーク宮崎

第3火曜日

10:00～16:00

ハローワークプラザ宮崎

第3木曜日

10:00～15:00

ハローワーク都城

第2水曜日

10:00～15:00

ハローワーク延岡

月1回不定期

10:00～15:00

※変更となる場合がありますので、予約の際にご確認ください。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の 支払いを巡るトラブルが発生しています

令和7年4月1日以降、雇用仲介サービスの提供に関する料金、違約金等について、誤解やトラブルが生じないように、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者による明示が義務化されました。

義務を守っていない事業者との契約は、トラブルにつながる可能性があります。

契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討してください。

契約内容に合意できない場合はそのサービスの利用はせず、他の有料職業紹介事業者やハローワーク等を活用しましょう。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用で利用料金や違約金等の支払いを巡るトラブルが発生した場合は、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

トラブル事例

事例 1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまった。職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求されたが、そもそも無期雇用の者を募集しており条件に合わないうえ、ほとんど働いていないので、支払いには納得できない。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者とも、利用料金や返戻金や違約金等については**分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示する義務**があります。**契約する前に**、これらの規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。

また、特に早期離職時の返戻金は詳細に確認しましょう。実際に早期離職が生じた場合は、不明点など事業者にご相談しましょう。事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に誠実に対応することが求められています。

事例 2

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからの応募で受け直したいと言われた。了承していいのか？

まずは**事業者との契約内容をご確認ください**。求職者のいうとおりになると、募集情報等提供事業者AとBの両方から料金を請求される可能性がありますので、**求職者からのこうした申し出は断ることがトラブルを回避する上で重要**です。

事例 3

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料(6ヶ月間は月5万円)になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれて契約したが、契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

早期離職の際の対応と同様に、契約する前に、無料期間、有料へ移行する前の契約終了方法、途中で充足した場合の取り扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。思い込みで判断せず、契約前に、契約書をよく確認することが重要です。

「適正な明示がない事業者」や 「返戻金の相談等に誠実な対応をしない事業者」 については、相談窓口までご連絡ください。

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

職業紹介事業者または募集情報等提供事業者の利用で利用料金や返戻金、違約金等の支払いを巡るトラブルは
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』までご連絡ください。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県労働局



厚生労働省ホームページ

雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)は新たなルールへの対応が必要です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00002.html

従業員の職場定着など、雇用管理面で困りの事業主の皆さまへ
<https://www.mhlw.go.jp/content/001491253.pdf>

厚生労働省
ホームページ



厚生労働省は、一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定しています。

厚生労働省は一定の基準を満たした適正な職業紹介事業者を公表し、適正認定事業者には認定マークを付与しています。

- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時(就職後6か月以内)の返戻金制度がある など

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる特設ウェブサイトです。

ぜひご活用ください。

【認定マーク】



医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度
特設ウェブサイト(厚生労働省委託事業)

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL071107 需01